

住宅公社分譲地にお住いの皆様へ

分譲地の追加購入はいかがでしょうか？

○長野県住宅供給公社では、同一分譲地内で宅地の追加購入を検討されている方に、さらにお求めやすい価額で土地の販売をしています！！

○お申し込みの際に、すでに自己名義の宅地を所有されている方、またはその3親等以内の親族の方であれば、土地代金の**5%**を減額いたします！！

遠方に暮らすご両親やお子さんのために、追加購入はいかがでしょうか？

ぜひ、ご検討をよろしくお願いいたします！！



長野県住宅供給公社

事業部事業計画課 分譲担当

TEL：026-227-4322

FAX：026-227-4190

(公社分譲ホームページ)



長野県住宅供給公社 分譲



追加購入区画における土地代金の減額に関する取扱要領

〔令和4年2月1日
制 定〕

[改正] 令和4年5月24日

(趣旨)

第1条 この要領は、長野県住宅供給公社（以下「公社」という。）が販売している分譲地（以下「公社分譲地」）に宅地を所有する者等が、同一分譲地内の別区画を新たに購入する際における公募している土地代金（以下「土地代金」という。）の減額について必要事項を定める。

(減額対象者)

第2条 土地代金の減額対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公社分譲地に自己名義の宅地を所有する者（公社以外の第三者からの売買・譲渡等により所有することとなった者を含む）
- (2) 前号に該当する者の3親等以内の親族である者

(減じる額)

第3条 土地代金から減じる額（以下「減額対象額」という。）は、土地代金の5%（1,000円未満切り捨て）とする。

(減額処理)

第4条 宅地売買契約は、土地代金から減額対象額を控除した額により契約締結する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則（令和4年5月24日）

この要領は、令和4年6月1日から施行する。